

プレコンセプションケアの提供のあり方に関する検討会
～性と健康に関する正しい知識の普及に向けて～
の開催について

1 目的

男女を問わず、性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促すプレコンセプションケアについては、「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）において、「相談支援等を受けられるケア体制の構築等プレコンセプションケアについて 5 か年戦略を策定した上で着実に推進する」旨が盛り込まれた。

こうした点を踏まえ、有識者の参集を得て、プレコンセプションケアに係る課題と対応について整理を行い「プレコンセプションケア 5 か年パッケージ（仮称）」の策定等を行うことを目的として、「プレコンセプションケアの提供のあり方に関する検討会～性と健康に関する正しい知識の普及に向けて～」を開催する。

2 構成等

- (1) 本検討会は、こども家庭庁成育局長が、別紙の構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会の座長は、構成員の互選により選出する。座長は座長代理を指名することができる。
- (3) 本検討会は、座長又はこども家庭庁成育局長が必要であると認めるときは、構成員以外の関係者等の参加を求めることができる。
- (4) 本検討会の下に、ワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置することができる。WG は、本検討会の構成員のほか、より幅広い見地からの検討が可能となるよう、座長の意見を踏まえて、こども家庭庁成育局長が選任する外部の者が構成員として参画するものとする。
- (5) 本検討会の庶務は、成育局母子保健課が行う。
- (6) この要綱に定めるもののほか、本検討会の運営に関し必要な事項は、座長がこども家庭庁成育局長と協議の上、定める。

3 主な検討事項

- (1) プレコンセプションケア 5 か年パッケージ（仮称）の策定に関する事項
- (2) その他

4 その他

本検討会の議事、資料及び議事録は、原則として公開とする。

ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合や自由闊達な意見交換に支障があると判断される場合など、非公開に

する必要があると座長が認めた場合には、議事を非公開とすることができる。

この場合、資料や議事の内容についても、非公開にする必要があると座長が認めた場合は、その理由を明示するとともに、座長が認める範囲において資料や議事要旨を公開する。